

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人福泉会

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人福泉会（以下「この法人」という。）の定款第 9 条及び第 23 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の算定方法)

- 第 4 条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表第 1 に定める範囲内で、理事会において決定する。ただし、理事長については非常勤であっても別表第 1 に定める範囲内で決定する。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第 2 に定める額とする。
 - 3 評議員に対する報酬の額は別表第 3 に定める額とする。

(報酬の支給方法)

- 第 5 条 常勤の理事に対する報酬の支給の時期は、職員給与規程第 4 条の規定に準じて支給する。
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第 6 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、別表第 2 に掲げる額に相当する額を支給する。

(報酬の日割り計算)

- 第 7 条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数 から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの 報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数 処理を行う。
- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

- 第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬 の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

令和 2 年 3 月 1 日改定

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 100,000円

別表第2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他, 法人・施設業務のための出勤	5,000円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他, 法人・施設業務のための出勤・研修	5,000円

別表第3（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他, 法人・施設業務のための出勤	5,000円